

国保だより

令和6年9月1日発行

令和6年第4号

保険医療助成課

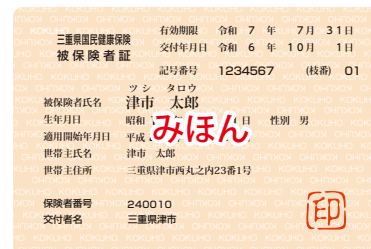
☎229-3160 FAX 229-5001

10月1日から国民健康保険被保険者証が変わります

現在使っている国民健康保険被保険者証(以下、保険証という)の有効期限は、9月30日です。10月1日からの新しい保険証は、9月中旬に世帯主宛てに簡易書留で郵送します。被保険者が4人以上の場合は、複数の封筒で送付します。旧保険証は、10月1日以降に各自で処分してください。

今回送付する保険証の有効期限は来年7月31日となります。例年より有効期間が2カ月短くなっていますので、ご注意ください。なお、10月2日以

降で来年7月31日までに75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となる人は、有効期限が来年7月31日ではない場合があります。その場合は有効期限までに後期高齢者医療広域連合から案内が届きます。



マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みはお済みですか？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、マイナポータルでの申し込みが必要です。スマートフォンやICカードリーダー付きパソコンを使うか、セブン銀行のATMから申し込むことができます。一度利用申し込みをすると、健康保険の更新・変更をしても再度申し込む必要はありません。

ただし、保険者や世帯主の変更などがあった時は、これまでどおり保険者(津市)への届け出が必要

です。

対応している医療機関・薬局には、「マイナ受付」のステッカーやポスターが貼られています。利用申し込みが済んでいても、未対応の医療機関などでは引き続き保険証等が必要です。



保険証の発行は令和6年12月2日に終了します

医療機関等で診療を受けるときは、マイナ保険証を利用するか、12月2日以降であっても有効期限までは保険証が利用できます。

12月2日以降は、新規に国民健康保険(以下、国保という)へ加入の届け出をした人や資格情報における変更の届け出があった人に対して、マイナ保険証をお持ちでない人には保険証の代わりとなる「資格確認書」を、マイナ保険証をお持ちの人には「資

格情報のお知らせ(マイナ保険証が利用できない場合にマイナ保険証と一緒に医療機関の窓口等に提示)を発行します。

来年8月1日以降も国保に該当する人には、来年7月31日までに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します(申請は不要)。

ジェネリック医薬品を使っていますか？

- ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同等の効き目がある医薬品のことです。
- さまざまな病気や症状に対応していますが、全ての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- ジェネリック医薬品を選択することは、自己負担の軽減だけでなく、医療費全体の抑制にもつながります。

